

議第 6 9 号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例（昭和 3 7 年呉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び
 太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 2 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力 5 0 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その ^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 2 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力 5 0 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>ト</p> <p>(2) その ^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造</p>

ること。

(3) ～(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17)・(18) 略

2 略

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するもの

ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) ～(5) 略

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) 略

2 略

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法

<p>としなければならない。</p> <p>2 略 (喫煙等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所及び当該喫煙所を「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、<u>別表第7に定めるものとしなければならない。</u>)</p> <p>5 <u>前項第2号に掲げる場合において、当該劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当</u></p>	<p>(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)</p> <p>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略 (喫煙等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所及び当該喫煙所を「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号に掲げる場合において、当該劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他</u></p>
--	---

該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア～ウ 略

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、危険物規則第13条の4の規定の例により配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 略

第32条の5 略

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は適当な防水措置を講じた厚さ15センチメートル

の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア～ウ 略

エ 配管には、危険物規則第13条の4の規定の例により外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 略

第32条の5 略

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は適当な防水措置を講じた厚さ15センチメートル

(側方及び下方にあつては、30センチメートル)以上のコンクリートで被覆して地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面が危険物規則第24条の規定の例により保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

(2) ～(7) 略

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物規則第39条の3第1項第1号の規定による告示の例による容器(以下この号において「内装容器

(側方及び下方にあつては、30センチメートル)以上のコンクリートで被覆して地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面が危険物規則第23条の2の規定の例により保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

(2) ～(7) 略

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物規則第39条の3第1項第1号の規定による告示の例による容器(以下この号において「内装容器

等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により可燃性液体類を収納すること。

イ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

(防火責任者)

第48条の2 令第1条の2第3項に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、防火責任者を選任しなければならない。

2 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものについては、当該用途に供される部分ごとに前項の防火責任者を選任しなければならない。

3 前2項の防火責任者は、防火管理者を補佐するとともに、その監督を受けて、火元責任者に指示を与えること等により防火管理上必要な職務を遂行しなければならない。

4 第1項の防火対象物で、消防長が指定するものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の防火責任者に、防火管理上必要な知識について消防長が定める講習を受けさせなければならない。ただし、令第3条第1項各号に規定する防火管理者の資格を有する防火責任者については、この限りでない。

(タンクの水張検査等)

第53条 消防長は、第52条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申請により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果、第32条の4第1号、第32条の5第4号、第32条の6第2号に定める技術上の基準に適合していると認め

等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により可燃性液体類等を収納すること。

イ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

第48条の2 削除


(タンクの水張検査等)

第53条 消防長は、第52条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申請により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果、第32条の4第2項第1号、第32条の5第2項第4号、第32条の6第2項第2号に定める技術上の基準に

たときは、水張、水圧検査済証を交付するものとする。

2 略

別表第7（第24条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒，地は白

適合していると認めたときは、水張、水圧検査済証を交付するものとする。

2 略

別表第7 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の呉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。